独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日創グループ株式会社 コード 3440							
提出日	2	2025/10/27	異動(予定)日		2025/11	/27		
独立役員届出 提出理由		・独立役員(社外監査役 ・定時株主総会に社外役				こめ。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)								

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)										異動内容	本人の 同意			
田勺	ų ζ			а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	- 1	該当なし	大利的合	同意
1	髙山 大地	社外取締役	0													0		有
2	有吉 修	社外監査役	0													0		有
3	広瀬 隆明	社外監査役	0													0		有
4	堺 昌義	社外監査役	0													0	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

	BECKETTE SECTIONS	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		当社の社外取締役である高山大地氏は、弁護士として国内外の会社法務、国際取引、M&A等の法律事務に深く構わり、企業経営を統治する十分な見識を有しており、また、東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
2		当社の社外監査役である有吉修氏は、財務、会計、法令等に係る専門的な知識と他社における経理・総務担当の取締役としての経営経験を有しており、また、東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
3		当社の社外監査役である広瀬隆明氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な監査経験を有しており、また、東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
4		堺昌義氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な監査経験を有しており、また、東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
5		

補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※1 在外投員のうち、独立役員の賃格をだだす者の至員について、独立役員として届け出 ※2 役員の属性についてのチェック項目 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者 b. 上場会社の現会社の業務執行者が表現を収して、 c. 上場会社の親会社の業務執行者とは非業務執行取締役 d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合) e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者といる。
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
 ※4 a~ I のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
 ※5 独立役員の選仟理由を記載してください。

- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。